

神戸市の取組み（障害児通所支援等関係）
～ご紹介と協力をお願い～

令和7年1月24日

神戸市福祉局障害者支援課

取組みの例（障害児通所支援等関係）

取組み例 1 | 障害児通所支援事業所への巡回支援

取組み例 2 | ”児童発達支援センター”による各種取組み

取組み例 3 | 重症心身障害児等への支援

- ・ 重心型以外の事業所での受入支援（独自の加算）
- ・ 医療情報等の登録、避難計画の作成など

取組み例 1 | 障害児通所支援事業所への巡回支援

障害児通所支援事業所への巡回支援

地域の放課後等デイサービス・児童発達支援事業所へ
専門職のアドバイザーが巡回訪問し、実際の支援の様子を見たうえで
療育（支援方法）に関する相談等に対し、情報提供やご提案などを
させていただいています。



※訪問先はランダムに選定させていただいています。

神戸市から訪問の連絡をさせていただいた際には、
ご協力のほどよろしく申し上げます。

取組み例 2 | “児童発達支援センター”による各種取組み

児童発達支援センターによる各種取組み（神戸市地域障害児支援体制強化事業）

“児童発達支援センター”が、障害児に関わる施設等と連携し、地域の障害児支援の充実を図る取組を行っています。

例)

- ・ 地域の事業所・施設職員向けの研修・勉強会・情報交換会等の実施
- ・ ケース検討会の実施
- ・ 事業所等への訪問支援
- ・ インクルージョン型地域イベントの開催
- ・ 発達が気になるお子さんを育てている保護者向けの相談会・交流会の実施

※取組内容は、児童発達支援センターによって異なります。

市内の児童発達支援センターの一覧（計7か所）は市ウェブサイト参照

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/shougaiji/chiikishougaijishientaiseikyoka.html>

児童発達支援センターから事業の案内や連絡があった際には、積極的な連携・協力をお願いします。

重心型以外の事業所での受け入れ支援（神戸市重症心身障害児対象事業加算制度）

（放課後等デイサービス・児童発達支援）

看護職員の配置が必要でない重症心身障害児を

“主として重症心身障害児を通わせる事業所”**ではない事業所**が受け入れた場合

神戸市独自の報酬加算制度※があります。

※ 職員配置の要件があります。

詳細は市ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/jusyoushinshinsyougaijikan.html>

ご利用の相談があった際には、
積極的な受け入れにご協力をお願いします。

医療情報等の登録、避難計画の作成など (神戸市重度障害児者医療福祉コーディネーター事業)

医療情報の登録

診療経過や支援サービスの利用状況を事前に登録しておくことで、急病時等に医療機関に必要な情報を伝えることができ、すみやかな受診につながります。



災害時個別避難計画の作成

災害時の避難場所、緊急連絡先、配慮してほしいこと等の情報を一人ひとりの状況にあわせてまとめたマニュアルを作成します。

災害発生時に

- ・ “何をすればいいか”がわかり、落ち着いて行動できます。
- ・ 関係者と事前に共有しておくことで、安否確認・救護などの手助けとなります。



対象者

- ①身体障害者手帳（肢体不自由）1級または2級で、療育手帳A判定を受けている方
- ②医療的ケアが必要な方

利用者や関係者に対象者がいらっしゃる場合には、積極的な案内にご協力をお願いします。